

令和5年 4月号

# オツと通信



**不用品の買い取りのほずが・・**  
**強引な貴金属の訪問買取にご注意!**



\*近年、貴金属の価格が高騰しています。「自宅に訪問した不用品買取業者に売るつもりのない貴金属を強引に買い取られた」など、貴金属の訪問買取に関する相談が多数寄せられています。ご注意ください!

## ひとこと助言

- 事業者から貴金属等の買い取りを勧誘されても、売るつもりがないならば、事業者に所有する物品をむやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 事業者に「貴金属を出せ」などと強く迫られたり、居座られたりして、恐いと思ったら、すぐに警察に通報しましょう。
- 「貴金属の訪問買取」は、8日以内であればクーリング・オフ制度を適用できますが、事業者名や連絡先などが不明だと連絡できません。必ず契約書面や名刺を受け取りましょう。

貴金属などの訪問買取で困った時は、

**消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。**